

令和元年度第1回かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会 会議録

○開催日時：令和元年12月19日(木)午後2時45分から午後3時10分まで

○開催場所：かずさ水道広域連合企業団 本庁舎1階大会議室

○出席者氏名

審査会委員：清水幸雄委員、田丸 功委員、渡邊秀孝委員

かずさ水道広域連合企業団：小島事務局長

(事務局) 総務企画課 平野課長、竹内副課長、佐藤総務班長、鈴木副主幹、佐野副主査

(補助職員) 業務課業務班 内田業務班長

○会議の内容

(事務局)

お待たせいたしました。定刻の方若干過ぎてしまい申し訳ございません。

ただいまから、令和元年度第1回かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会を開催させていただきます。わたくし本日の進行を務めさせていただきます、総務企画課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと思います。

なお、本日の資料につきまして、本来であれば委員の皆様事前に資料を送付し、確認いただくべきところ、事前に送付できませんでした。皆様に確認いただく時間がなく、大変申し訳ありませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。

では、本日の資料は、上から順に、「次第」が1枚、「委員名簿」が1枚、「座席表」が1枚、続きまして、「行政不服審査法(新法)の概要」総務省行政管理局の平成28年度行政不服審査法施行状況調査資料より抜粋の1枚、「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例」という片面ホチキス留めのものがございます。それから「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査規則」という片面ホチキス留めのものがございます。以上になりますが資料の過不足等はございますか。

それでは、はじめに、小島事務局長より、ご挨拶を申し上げます。よろしく願いします。

(小島事務局長)

～挨拶～

～～ 委嘱状交付 ～～

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、委嘱状の交付を行います。小島事務局長から委嘱状を皆様に交付させていただきます。自席にてお受け取りいただきたいと思っておりますので、お名前をお呼びしましたら、恐れ入りますがその場でご起立願います。

(事務局)

渡邊 秀孝 様。

(小島事務局長)

委嘱状、渡邊 秀孝 様。かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会委員に委嘱します。委嘱期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日までとします。平成31年4月1日、かずさ水道広域連合企業団 広域連合企業長 渡辺芳邦。どうぞよろしく願います。

(事務局)

続きまして、清水 幸雄 様。

(小島事務局長)

委嘱状、清水 幸雄 様。かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会委員に委嘱します。以下同文でございます。どうぞよろしく願います。

(事務局) 田丸 功 様。

(小島事務局長)

委嘱状、田丸 功 様。かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会委員に委嘱します。以下同文でございます。どうぞよろしく願います。

(事務局)

ありがとうございました。本日、第1回目の審査会ということでございますので、恐れ入りますがお一人ずつ自己紹介を兼ねましてご挨拶を頂戴できればと思いますので、清水委員からよろしく願います。

(清水委員)

～挨拶～

(事務局)

田丸委員をお願いします。

(田丸委員)

～挨拶～

(事務局)

渡邊委員をお願いします。

(渡邊委員)

～挨拶～

(事務局)

ありがとうございました。申し訳ございません、小島事務局長でございますが、
所要により、ここで退席させていただきます。よろしくをお願いします。

(小島事務局長)

よろしくお願ひいたします。

～ 小島事務局長退席 ～

(事務局)

続きまして、事務局の方の職員の紹介をさせていただきたいと思ひます。

(平野課長)

総務企画課長の平野です。よろしくお願ひいたします。

(竹内副課長)

総務企画課副課長の竹内と申します。よろしくお願ひいたします。

(佐藤班長)

総務企画課総務班長の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

(佐野副主査)

総務企画課総務班の佐野と申します。よろしくお願ひいたします。

(鈴木副主幹)

総務企画課総務班の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、事務局とは別に、昨年度行政不服審査法施行条例の作成に携わってきた職員も同席させていただくことをご了承願ひます。

(内田班長)

業務課業務班長の内田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

続きまして、会議の成立についてご報告申し上げます。お手元にお配りさせていただきました資料の中で、後ろから2つ目の資料になります、「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例」という資料がございます。こちらの1ページめくっていただいて中段に第7条という規定がございます。そちらの第7条の2行目のところをご覧いただきたいと思ひますけれども、こちらの第7条第2項の規定に書いておりますとおり、審査会は、全ての委員の出席がなければ開くことができない、という規定がございます。審査会の委員定数は3名でございまして、本日全員の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、本日の会議はこの規定により成立しましたということでご報告させていただきます。

なお、審査会の会議録作成のため、レコーダーによりましてこの審査会の方の音声を録音させていただきたいと思ひますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは引き続きまして、次第の3番目に記載がございます、会長及び副会長の互選でございまして、先ほどのかずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例第7条第1項の規定によりまして、会長が議長となると定められておりますが、本日は第1回目ですので会長の方が決まっておりますので、会長が決まるまでの間は、議事進行につきまして平野総務企画課長の方に仮議長ということで進行をお願いしたいと存じます。それでは平野総務企画課長よろしくお願ひいたします。

～～ 会長互選 ～～

(平野課長)

それでは会長が決まるまでの間、私が仮議長ということで議長席の方につかせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは本日の議題といたしまして、まず会長の互選ということでございます

が、先ほどのかずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例第5条第2項の規定によりまして、委員の互選により定めるとされております。委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長につきまして、いかがでございましょうか。

(清水委員)

田丸委員を推挙させていただきたいと思います。

(平野課長)

田丸委員を会長にとのお声がありましたが、いかがでしょうか。

(田丸委員)

清水委員のご推薦とあれば受けさせていただきます。

(平野課長)

では、会長につきましては田丸委員にお願いしたいと思います。

(平野課長)

それでは田丸委員に会長をお願いしたいと存じます。

以後の議事進行につきましては、田丸会長にお願いをいたしまして、私は席を移らせていただきたいと思います。田丸会長、次第に沿いまして副会長の互選等よろしく願いいたします。

(田丸会長)

～挨拶～

～～ 副会長互選 ～～

(田丸会長)

それでは、次第に沿いまして、副会長を決めなければなりません。渡邊委員にお願いしたいと思いますが渡邊委員いかがでしょうか。

(渡邊委員)

はい。

(田丸会長)

それでは、渡邊委員を副会長にということによろしいでしょうか。

—異議無し—

(田丸会長)

それでは、副会長を渡邊委員にお願いするということに決めさせていただきます。

(田丸会長)

それでは、次第の4番目、かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会における調査審議の概要について事務局からお願いします。

(佐野副主査)

はい。それでは私の方からかずさ水道広域連合企業団行政不服審査会における調査審議の概要についてご説明させていただきます。資料の4番目にございます行政不服審査法（新法）の概要A4版の1枚のものをご覧ください。

はじめに、行政不服審査制度でございますが、簡易迅速かつ公正な手続きにより、行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度で、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としているものでございます。裁判とは異なり手数料は不要でございます。行政庁の処分の違法性、不当性について不服を申し立て、その処分が適法なものであったとしても、その内容が不当である場合には、その処分を取り消すことができるなど、訴訟によらず、行政自らがその処分を見直すことができる制度でございます。

また、全ての審査請求について本審査会に諮問されるということではございません。審査請求を却下する場合、あるいは審査請求の全部を認容する場合、他の第三者機関の関与がある場合などにつきましては、諮問は不要と行政不服審査法で規定されております。

他の第三者機関の関与がある場合というのは、例えば、広域連合企業団の情報公開条例に基づく処分に係る審査請求につきましては、情報公開・個人情報保護審査会という第三者機関への諮問が義務付けられておりますので、本審査会への諮問は不要となります。

次に、行政不服審査会とは、条例第4条の規定に基づき設置する審査庁から諮問を受けて調査審議を行う第三者機関でございますが、行政不服審査会への

諮問は、行政不服審査法第9条に規定による審理員が必要な審理を行い、その結果が審理員意見書として審査庁に提出された後になされます。従いまして、事件の事実関係や争点などは既に審理員意見書等により整理がされており、行政不服審査会は、主に審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁である地方公共団体の長の判断の妥当性をチェックする役割を担っております。その結果を審査庁に答申することになります。そのため、行政不服審査会における調査審議につきましては、基本的には、審査庁から提出される諮問書及びその添付書類である審理員意見書や事件記録の写しを元に行うものでございますので、必ずしも事実関係などを一から調査する必要はあるものではないとされております。審理員意見書などの書類では調査が不十分と判断した場合には、第三者機関である本審査会において独自に調査をする権限もございます。

なお、広域連合企業団で想定される不服申し立てでございますが、水道料金は私債権のため行政不服申し立てはできません。指定給水装置工事事業者に対する指定取消処分、企業職員が企業団に損害を与えた場合の賠償命令処分、不服申し立てに係る審査庁及び行政不服審査会に提出された書類の写しの交付に要する手数料減免申請（規則第2条）の却下処分などが考えられます。以上でございます。

～ 質疑応答 ～

（田丸会長）

何かご質問等事務局の説明についてございますか。

（清水委員）

行政審査法施行条例の第5条で審査会は3人の委員をもって組織すると規定されており、同条第3項で会長、第4項で副会長の規定をしているが、第4項で、副会長は会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理するとあるが、その事故があるときなどはどのような場合なのか。また、事故があった場合、その委員は一時的に委員を外れるのか。

（平野課長）

第7条第2項で、審査会の会議は全ての委員の出席がなければ開くことができないと規定しております。委員の方に事故があった場合は、開くことができないと思います。

(清水委員)

3人であれば1人欠けても開くことができるように条例を見直しした方が良くと思います。

(田丸会長)

ただいま清水委員から審査会の会議の開催について、全て委員がそろわないと開催できないのではと質問があり、条例の見直しをした方がいいのではと提案がありましたが事務局いかがですか。

(平野課長)

ただいまご質問のありました件についてですが、構成団体の君津市、富津市では、審査会の会議の開催については、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定しておりますので、今後、条例の改正も視野に検討させていただきます。

(渡辺委員)

第7条第4項の委員は自己の利害に関係する議事に参与することができないと規定されているが、この場合も全員そろわないから会議の開催ができないことになるのか。

(田丸会長)

ただいま渡辺委員から、さきほどの清水委員からの質問に関連して、第7条第4項に委員が自己の利害に関係する議事に参与できないと規定されているが、その場合も会議が開催できないのではと質問がありましたが事務局いかがですか。

(平野課長)

その規定を削る方向で考えた方がよろしいですか。

(清水委員)

第7条第2項の「全て」という表現を改正すればその問題も解決できるのでは。

(平野課長)

検討させていただきます。

(田丸会長)

それでは、今のご質問を参考に、実態に合わせて条例の見直しを検討していただき改正案を後日委員あてに送付してもらおうということによろしいですか。

(平野課長)

わかりました。

(田丸会長)

他に何かご質問等ありますか。

(全委員)

～ 特になし ～

(田丸会長)

それでは次に、5番目のその他ですが、何か事務局の方からございますか。

(事務局)

事務局の方からは特にございません。

(田丸会長)

それでは以上をもちまして、令和元年度第1回かずさ水道広域連合企業団行政不服審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(全員)

ありがとうございました。